

岩手県教育振興基本対策審議会条例

〔昭和38年10月15日
条例第44号〕

最終改正 平成31年3月26日条例第51号

(設置)

第1条 教育振興基本対策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として岩手県教育振興基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育水準の向上に関すること。
- (2) 教育の機会均等の拡充に関すること。
- (3) 教育環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育振興基本対策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育委員会教育長
- (3) 教育関係団体の役職員
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年7月9日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。